

横手市行政視察受入れに伴う手続に関する要綱

令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、横手市（以下「市」という。）が行政視察を受け入れ、市が保有する行政情報及びその他情報を提供する際の手続について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政視察 市外に活動拠点を有する団体、他の地方公共団体の議会又は職員等が市の特性を生かした地域独自の諸政策の実施状況や実態について訪問又はオンラインの方法により調査、研究その他必要な調査（情報交換を主目的とするものを除く。）を行うこと。
- (2) 実施機関 市長（上下水道事業の管理者の権限を行う市長を除く。）、議会及び教育委員会

(事務分掌)

第3条 行政視察の受入れに係る事務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める実施機関の課室所等が分掌する。

- (1) 他の地方公共団体の議会が行う行政視察 議会
- (2) 前号に掲げるもの以外 市長又は教育委員会

(行政視察の受入れ)

第4条 行政視察の受入れは、開庁日の午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後5時までの間において行う。ただし、実施機関の長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(視察費)

第5条 行政視察をする者は、当該行政視察の受入れに係る経費の一部を負担しなければならない。

- 2 行政視察をする者が負担する行政視察の受入れに係る費用（以下「視察費」という。）の額は、1人2時間につき3,000円とする。この場合において、行政視察の時間に2時間未満の端数が生じた場合は、これを2時間とする。

(費用徴収の方法)

第6条 視察費の請求は、行政視察の終了後、請求書又は納付書の交付により行うものとする。

- 2 視察者は、請求書又は納付書の受理後速やかに視察費を納付しなけ

ればならない。

(視察費の免除)

第7条 第5条の規定にかかわらず、視察者が次の各号のいずれかに該当する場合は、視察費を免除することができる。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校に通学する者及び当該通学する者を引率する者

(2) 友好都市の議員又は職員

(3) 当該行政視察にあたり、横手市内の宿泊施設に宿泊する者

(4) 前3号に掲げる者のほか市長が特に必要と認めた者

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に依頼がなされた行政視察については、なお従前の例による。